

弔慰規程(案)

(提案理由)

支部が、会員の訃報を受けた場合、従来、指針が無く、支部として、どう弔慰を表すのか、戸惑いつつも、都度、個別案件として、対応して参りました。

また、大内前横浜支部長の弔意に関し、海洋会の弔慰規定では、供花は一基と制限されており、支部補給金からの現横浜支部長名の供花代金が認められませんでした。

そこで、会員の訃報に接した場合の指針を、下記の通りとしたい。

記

海洋会・横浜支部 弔慰規程(案)

1. 「訃報」を受けた場合、支部長に報告の上、ご遺族の意向を考慮し、速やかに、本部及び支部会員に通知する。
2. 「供花」は、支部長経験者及び功労者に対し、1基 とする。
費用は、支部基金より拠出する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から実施する。